農林水産物・食品輸出支援

ＥＵプラットフォームブリュッセル事務局の活動と ＥＵ関連規制の概要

令和６年５月

【問い合わせ先（ＥＵプラットフォーム・ブリュッセル事務局）】
● ＥＵ日本政府代表部（EU規制全般）
euplatform.brussels★eu.mofa.go.jp
（担当　参事官：植竹、一等書記官：湯田）

● ＪＥＴＲＯブリュッセル事務所（主に畜産規制）
belinfo★jetro.go.jp
（担当　前田）
※上記の「★」を「＠」に置き換えて下さい。

【毎月ＥＵ規制情報を更新中】
https://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokkyo/platform.html

１．輸出支援プラットフォームの設立

○　輸出支援プラットフォームは、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」に基づき、マーケットイン・マーケットメイクの輸出を進めるため、**輸出先国・地域において輸出事業者を包括的・専門的・継続的に支援**するため設立。都道府県、品目団体等との連携も強化。
　在外公館、ＪＥＴＲＯ海外事務所、ＪＦＯＯＤＯ海外駐在員が主な構成員。

○　2022年４月の米国をはじめとして、ＥＵ、タイ等の９カ国・地域（15拠点）において立ち上げ済。
今後マレーシア及びUAEにも設置予定。

○ プラットフォーム設置国・地域

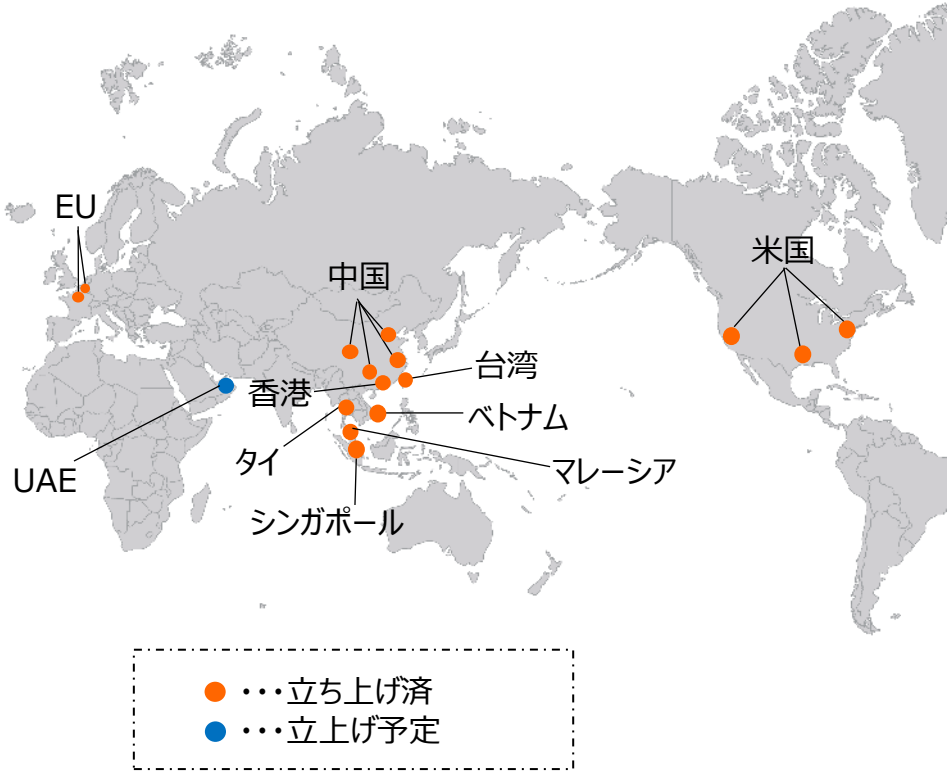

設置国・地域	事務局設置都市
米国	ロサンゼルス
	ニューヨーク
	ヒューストン
タイ	バンコク
シンガポール	シンガポール
EU	パリ
	ブリュッセル
ベトナム	ホーチミン
香港	香港
中国	北京
	上海
	広州
	成都
台湾	台北
マレーシア	クアラルンプール
UAE	ドバイ（候補）

2．輸出支援プラットフォームの活動（赤字はブリュッセル事務局の主な活動）

①事業者や地方公共団体からの様々な相談対応及び現地発の情報発信

窓口に寄せられる様々な相談や新規制等に対応するほか、市場・規制の全体像や変化など、現地発の有益な情報を「カントリーレポート」として**輸出支援PFウェブページ等で公表**

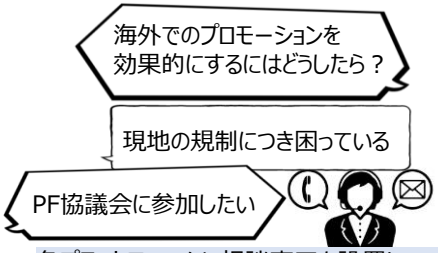

各プラットフォームに相談窓口を設置し、様々な相談を受付（連絡先は後述）

カントリーレポートの公表に際し、ウェビナーやメルマガを通じて広く周知

②オールジャパンでのプロモーション活動への支援

「都道府県・輸出支援プラットフォーム連携フォーラム」等で都道府県の意向を把握した上で、オールジャパンでのプロモーションのための体制構築や都道府県の伴走支援等を実施

現地で人気のSNSライブコマース番組を活用し、日本国内14県と連携したプロモーションを実施(シンガポール)

台中の商業施設において地方公共団体等と連携し、「春の日本食品展」を実施（台湾）

③未開拓商流の新規開拓

現地発の戦略の下、現地パートナーと連携しつつ、日系以外をはじめとする**未開拓の商流を開拓**

香港最大の現地スーパーDairy Farmにおいて畜産物フェアを実施し、好評を受け、取扱い店舗が増加（香港）

MM Mega Market HPより

ベトナム輸出支援プラットフォームが仲介を行い、現地大型スーパーにおいて、日本産食品フェアが開催（ベトナム）

④現地事業者との連携強化

現地の流通に精通する**日系・非日系の現地事業者との連携を強化**し、日本食普及を推進

現地小売4店・卸が連携の上、日本産水産物等の試食イベントを実施し、テキサス州横断プロモーションが実現（米国）

EU輸出支援プラットフォーム(ブリュッセル事務局)が仲介し、EU進出日系食品メーカーによる定期意見交換会を開催（EU）

■ 上記に加えて、2023年度から、輸出支援プラットフォームでは順次模倣品対策窓口を設置し、農林水産物・食品の模倣品について、相談や疑義情報等を受け付け。

3　現地発の情報発信（カントリーレポートの作成等）

【活動例①】 全体レポート

国・地域ごとに、**農林水産物・食品に関する市場や規制の全体像**をとりまとめ。「まずはこれを読む」ため作られた入門編レポート。

[構成]（ＥＵの例）

1．市場概況（ＥＵ，仏、独、伊）
2．ＥＵの規制（食品）
（規制の全体像、主な規制概要、フランス独自規制）
3．ＥＵの規制（農林水産品）
（品目別輸出可否と要件、Ｑ＆Ａ）
4．動植物検疫
5．日ＥＵＥＰＡ概要

全体レポート抜粋

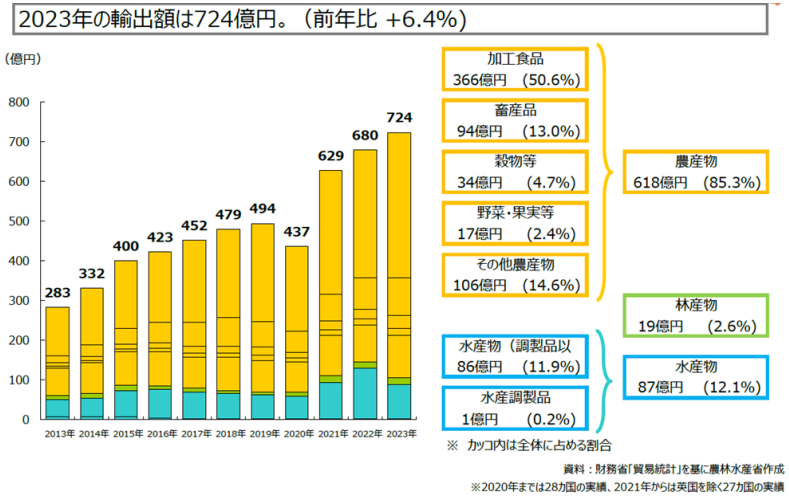

ＥＵPF ウェブページ

【活動例②】 品目別レポート

国・地域ごとに、**特定の品目に関する市場や規制情報**のほか、現地事業者の声等をとりまとめた詳細かつ実践的なレポートを作成。

①ＥＵ（フランス）：茶
②ＥＵ（フランス）：切り花・盆栽
③ＥＵ（フランス）：味噌
④ＥＵ（フランス）：水産物
⑤ＥＵ（ベルギー）：茶
⑥ＥＵ（ＥＵ・英国）：牛肉

茶のレポート抜粋

1－① フランスにおける茶の市場動向

A　日本からフランスへの農林水産物・食品の輸出状況

- 日本からフランスへの主な輸出品は、日本酒やウイスキー等のアルコール飲料や醤油等。
- 緑茶は、年々増加傾向にあり、10年間で約3倍になっている。

2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
アルコール飲料 1,159百万円	アルコール飲料 1,648百万円	アルコール飲料 2,542百万円	アルコール飲料 2,618百万円	アルコール飲料 3,226百万円	アルコール飲料 3,333百万円	アルコール飲料 3,440百万円	アルコール飲料 3,185百万円	アルコール飲料 5,748百万円
ホタテ貝 302百万円	醤油 337百万円	ホタテ貝 367百万円	ホタテ貝 381百万円	醤油 399百万円	醤油 390百万円	醤油 396百万円	醤油 424百万円	メントール 681百万円
醤油 300百万円	ペプトン等 233百万円	醤油 333百万円	醤油 369百万円	緑茶 285百万円	ソース 混合調味料 330百万円	緑茶 320百万円	果汁 337百万円	醤油 555百万円
ソース 混合調味料 197百万円	ホタテ貝 191百万円	緑茶 220百万円	緑茶 322百万円	ホタテ貝 256百万円	緑茶 310百万円	果汁 314百万円	たばこ 318百万円	たばこ 484百万円
ペプトン等 196百万円	ソース 混合調味料 173百万円	ソース 混合調味料 173百万円	ソース 混合調味料 198百万円	ソース 混合調味料 228百万円	果汁 228百万円	ソース 混合調味料 306百万円	緑茶 312百万円	ソース 混合調味料 415百万円
デキストリン等 193百万円	緑茶 170百万円	ペプトン等 172百万円	スープ・ブロス 186百万円	果汁 197百万円	デキストリン等 218百万円	かつお・マグロ 249百万円	ソース 混合調味料 290百万円	緑茶 378百万円
メントール 155百万円	真珠 144百万円	播種用の種 162百万円	植物の液汁エキス 176百万円	播種用の種 196百万円	播種用の種 216百万円	ペプトン等 244百万円	スープブロス 234百万円	果汁 339百万円
播種用の種 154百万円	植物の液汁エキス 132百万円	たばこ 151百万円	ペプトン等 161百万円	デキストリン等 152百万円	スープ・ブロス 178百万円	デキストリン等 184百万円	デキストリン等 179百万円	かつお・マグロ 270百万円
合計 45億円	合計 49億円	合計 61億円	合計 65億円	合計 72億円	合計 75億円	合計 79億円	合計 77億円	合計 127億円

3　現地発の情報発信（カントリーレポートの作成等）

【活動例③】ＥＵマンスリーレポート

【毎月ＥＵ規制情報を更新中】

ＥＵの食品規制・政策をモニタリングし、毎月マンスリーレポート（１５－２０ページ）を発行・公表

①対象となる EU 食品規制・政策とその概要に加え、
②情報ソースも記載し、原典の確認も可能

日付	対象となる EU 食品規制・政策	概要	関連機関及び情報ソース
01/04/2023	成分規制	欧州食品安全機関（EFSA）は、EU 市場における食品および飲料に使用されている、ガス類を含む特定の添加物に関するデータを求めている。EFSA は「人による消費を意図した食品および飲料における食品添加物の発生データに関する公募」を通じ、グルコン酸（E 574）および関連食品添加物（E 575-579）、リボヌクレオチド（E 626-635）に関する研究やその他データを 6 月 30 日まで募集している。今回の募集では、EU 食品添加物規則（1333/2008）が発効した 2009 年 1 月 20 日時点で既に市場に出回っており、再検査が行われていないガス状の食品添加物のうち以下も対象となっている：二酸化炭素（E 290）、アルゴン（E 938）、ヘリウム（E 939）、窒素（E 941）、亜酸化窒素（E 942）、酸素（E 948）、水素（E 949）、ブタン（E 943A）、イソブタン（E 943B）およびプロパン（E 944）	EFSA：https://www.efsa.europa.eu/sites/default/files/2023-03/2023_Call%20for%20food%20additive%20occurrence%20data.pdf

【活動例④】 概要レポート

EUの食品市場に係る既存規制の改正動向や新たに制定が予定される規制の動向等について調査、簡易レポートを作成

マンスリーレポート等で取り上げたＥＵの特定の規制についてさらに個別に概要を解説

【令和４年度輸出先国・地域における規制等への対応の強化委託事業
（プラットフォーム支援員による体制強化）】
概要レポート　第１回：EU の食品添加物規制

1. 食品添加物
2. 包装及び包装廃棄物
3. 食品ラベル
4. 食品接触材
5. 重金属規制
6. 化学物質規制
7. 販売基準
8. 漁業規則
9. 通関修正申告
10. 朝食指令
11. ＧＩ規制
12. ＣＳＤＤＤ
13. 使い捨てプラ
14. ＮＧＴ
15. 立法手続
16. アニマルウェルフェア輸送規則
17. ロビー団体
18. 再生プラスチック

３　現地発の情報発信（カントリーレポートの作成等）

【活動例⑤】 深掘りレポート

個別規制をさらに深掘りして、２０ページ程度のレポートで内容を解説

１：食品ラベル
２：日本酒
３：ＰＰＷＲ（包装･包装廃棄物規則）

【令和４年度輸出先国・地域における規制等への対応の強化委託事業

（プラットフォーム支援員による体制強化）】

深堀レポート　第１回：EU の食品ラベル表示

1.　はじめに 1
2.　アルコール飲料のラベル表示 1
2.1　FIC 規則の改正におけるアルコール飲料のラベル表示について 1
2.2　ワインのラベル表示 2
2.3　アイルランドにて可決されたアルコール飲料ラベルの健康警告表示 3
2.4　アイルランドの新法に関する各利害関係者の見解 4
2.4.1　EU 加盟国の反応 5
2.4.2　EU 域外からの反応 6
3.　原産地表示 6
3.1　食品とその原材料の原産地表示 6
3.2　国内法 7

【活動例⑥】ブリュッセル便りと規制解説

ＥＵＰＦブリュッセル事務局による月１回程度のＥＵ規制情報「ブリュッセル便り」をメール配信

【登録はこちらまで】
euplatform.brussels★eu.mofa.go.jp
※「★」を「@」に置き換えて下さい。

さらに、ＥＵ代表部ＨＰにおいて、
①　ＥＵＰＦブリュッセル事務局の概要
②　ＥＵ規制（ＰＰＷＲ、ＥＵＤＲ）
をパワーポイント資料でわかりやすく解説！

ＥＵのＰＰＷＲ
（包装･包装廃棄物規則）の概要

令和６年５月

【問い合わせ先（ＥＵプラットフォーム･ブリュッセル事務局）】
euplatform.brussels★eu.mofa.go.jp

※上記の「★」を「@」に置き換えて下さい。

４．農林水産物・食品分野におけるEUによる規制動向①

- 2019年12月、欧州委員会は「欧州グリーン・ディール」を発表。2020年5月には、同政策の農業・食品分野を具体化する目的で**Farm to Fork(F2F)戦略**が策定。同戦略においては、**EU基準を輸入農産物にも課すこと（ミラー条項）**が言及され、2022年6月に欧州委員会は、それぞれの基準毎にWTO整合性等を慎重に分析する必要があると結論。
- 様々な環境・気候変動対策が打ち出される中、それらに関連して、以下に記載するような農林水産物・食品分野における規制強化の動きが出てきており、EU向けの日本産農林水産物・食品の輸出にあたっては対応が必要。

動物用医薬品規制（AMR）

- 薬剤耐性菌への対応強化のため、成長促進目的の抗菌剤の使用や人医療専用とする抗菌剤の使用が禁止になるなど規制強化。
- 輸入品に対しても同様の規制が適用され、人医療専用の抗菌剤では、家畜や水産動物に使用される「ホスホマイシン」等が規制対象。
- 2026年９月3日から、EUが認定した第3国リストに掲載された国からのみ輸入が可能となり、**該当する抗菌剤の不使用の公的証明書の作成が必要**に。

アニマルウェルフェア（AW）

- 以下の事項等について改正し、**輸入畜水産物に対しても同水準の要求を課すことが検討される見込み**。

【提案済み】 ①生体の動物の輸送条件の見直し

【未提案】 ①生産過程におけるAW遵守状況の表示

② ケージ飼育等動物の飼養管理条件の見直し

③ 動物のと殺条件（スタニング方法等）の見直し

食品表示規制

- ①原産地表示、②賞味・消費期限表示、③アルコール表示、④容器包装前面表示（ＦＯＰＬ）についての見直しが議論されている。
- 原産地表示に関し、2024年４月朝食指令が改正され、不正表示問題があったハチミツについて、重量順に原産国を表示し、その割合も表示する等とされた。
- なお、ＦＯＰＬ表示については加盟国の見解の対立から、規制案の提案作業が特に遅れている。

残留農薬基準値（MRLs）の改正

- これまでは食品安全の観点から設定されていた残留農薬基準値MRLs (Maximum Residue Levels）について、環境保護の観点も取り入れるかたちで引き下げる規則を施行（輸入品に対しても同等の基準を要求）。
- 我が国でも**米、果樹や茶の栽培などに広く使用されている農薬（クロチアニジンとチアメトキサム）の基準値が引き下げ**られ、2026年3月から適用開始。

４．農林水産物・食品分野におけるEUによる規制動向②
包装及び包装廃棄物規則案（ＰＰＷＲ）※

- 2022年11月、欧州委員会は域内の包装全般の廃棄物の削減等を目的に、包装・包装廃棄物規則案（PPWR: Packaging and Packaging Waste Regulation）を提案。
- 2024年３月、欧州委員会、ＥＵ理事会、欧州議会はトリローグで本規則案に暫定合意。
- 2024年４月の欧州議会本会議で採択。今後ＥＵ理事会で採択予定。
- 本規則案は、官報掲載20日後に発効し、一部規定を除き、その18ヶ月後から適用される予定。※詳細はリンク先を参照

対象包装

- 食品に限らず**全ての包装が対象**

包装廃棄物削減目標

- 2030年までに　－５％
- 2035年までに　－10%
- 2040年までに　－15%

（1人当たり、2018年比・量）

規制内容

- **以下の要件を満たさない包装の上市を規制**
  - ①　有害物質使用規制
  - ②　**リサイクル可能な包装**（全ての包装）
  - ③　**プラスチック包装の最低リサイクル含有割合**
  - ④　堆肥可能な包装（ティーバック等）
  - ⑤　包装の最小化
  - ⑥　**再利用可能な包装**

表示規制

- 規則施行日から42ヶ月（３年半）後～
  - ✓　材料組成に関する情報（ピクトグラム）。堆肥化可能な包装の場合等はその旨の表示。
  - ✓　再利用プラスチックの割合（プラスチック包装の場合）
- 規則施行日から48ヶ月（４年）後～
  - ✓　包装の再利用の可能性に関する表示

適合性評価・宣誓書

- 製造事業者は、包装が規則に規定された要件に適合することを、規則に定める評価手順に基づいて行い、**適合宣誓書を作成**する。

生産者登録簿

- ＥＵ加盟国領域内で初めて包装を利用可能とする製造事業者、輸入事業者、販売事業者は、ＥＵ加盟国が作成する**生産者登録簿に登録**しなければならない。

４．農林水産物・食品分野におけるEUによる規制動向③
EUDR（森林破壊フリー製品規則）

- 2023年6月29日、森林破壊フリー製品規則が発効し、2024年12月30日から適用開始予定（中小事業者は2025年6月30日から適用開始）。

対象製品

- ①牛、②カカオ、③コーヒー、④パーム油、⑤ゴム、⑥大豆、⑦木材の７つの関連商品及びこれらの関連製品（牛肉、タイヤ、木材家具等）

対象事業者

- **ＥＵで製品を提供する事業者**（日本から輸出する場合は、ＥＵ市場で当該製品を最初に扱う事業者（輸入事業者））

規制内容

- **事業者は、デューデリジェンスの結果、対象製品が森林破壊フリー製品であることを証明できなければ、当該製品のＥＵ内流通は不可**
  - 事業者は、対象品目をEU域内に提供や輸出する前に、**①DD(デューデリジェンス)情報の収集、②リスク評価、③リスク緩和措置を実施**（「低リスク国」は②・③が不要）。
  - EU加盟国及び第三国は、森林破壊のリスクに応じて、**「高・標準・低リスク」国に分類**。（EUDR施行日においては全ての国・地域は「標準リスク」）
  - 違反事業者に対しては、**EU域内の年間総販売額の最低4%以上の罰金**などの罰則。

EUDRをめぐる動き

- EUDRについては、DD情報の受け皿となるシステムの整備が追いついていないことなどから、加盟国や第三国から本年末の施行延期を求める声。
  - 3月26日、**オーストリア**等７か国が、ＥＵ農漁業理事会において**ＥＵＤＲの施行延期を提案**。
  - 4月29日、**オーストリア農相及び経済相**が、フォン・デア・ライエン委員長らに対して、森林面積が増加している同国などにとっては過剰な管理努力とDDであるとして、**EUDRの施行延期を提案**。
  - **12月30日、適用開始予定**（中小事業者は2025年６月30日から）

４．農林水産物・食品分野におけるEUによる規制動向④
アニマルウェルフェア（AW）輸送規則案

- 2023年12月7日、欧州委員会は、①輸送中のアニマルウェルフェア（AW）保護と、②ペットとして取り引きされる犬・猫に関するAW保護を目的とする規則案を発表。AW輸送規則案は約20年ぶりの見直し。
- 今後、ＥＵ理事会（加盟国）、欧州議会でそれぞれ提案内容を審議予定。その後、欧州委員会を交えたトリローグ（３者協議）に進む見込み。

対象動物

- **生きた動物（水産動物含む）**

（主な対象家畜は、牛、豚、羊、ヤギ、馬、シカ、ウサギおよび家きん）

対象となる輸送範囲

- ＥＵ域内
- **ＥＵから第三国（日本含む）へ輸送する場合**
- **第三国（日本含む）からＥＵに輸送する場合**

規制内容

- **輸送時間の上限設定**

と畜目的の場合最長9時間、その他の場合上限21時間など

- **厳しい温度下での輸送環境・時間の制限**

気温25-30℃の場合上限9時間、30℃以上の場合夜間のみ輸送可など）

- 輸送車両内での**最低限のスペース確保**などについて規定

AW規則をめぐる動き

- 犬・猫のAW保護としては、①繁殖施設やペット販売事業者等に対して繁殖や飼育環境の最低基準を設定、②違法取引の抑止に向け、犬・猫にマイクロチップの装着義務化、③オンライン販売における登録証明書の義務付けなどについて見直し。
- ただし、当初Farm to Fork戦略においてはAW規則に関して、①農場段階の規制、②と畜段階の規制、③AWラベルの規制案を含めた根本的な見直しが予定されていたものの、これまでの提案は、動物輸送に関する規則のみ。

４．農林水産物・食品分野におけるEUによる規制動向⑤
ＩＵＵ漁業規則改正

- EUのIUU漁業規則（IUU Regulation）は、違法・無報告・無規制（IUU: Illegal, Unreported and Unregulated）漁業の防止・抑止・廃絶を目的に、2010年1月より施行。
- 2024年１月にEUの改正IUU漁業規則が施行され、2026年１月10日から、①EU加盟国当局及びEUの輸入事業者によるCATCHシステム導入及び同システムを活用した漁獲証明書の電子化が義務化、②漁獲証明書の内容が変更、③採捕国において水産物を加工する場合は加工宣誓書、経由国を経て輸入される場合は当該経由国による非加工文書の添付が義務化。

背景

- 世界におけるIUU漁業を起源とする総生産額は9-21億ユーロ、世界中の漁獲高の約19%を占めるものと推計。
- **世界最大の水産物輸入先であるEU**（EU域内の水産物消費量の60%、230億ユーロ（2020年）を輸入）では、IUU漁業規則(EC)1005/2008により、EU域内に水産物・水産加工品を輸出するには、IUU漁業規則を遵守し、適法な漁獲物であることの漁獲証明書を提出する必要。
- 今般、IUU漁業規則が改正され、**2026年1月10日より、IUU漁業対策を強化**。

CATCHシステムの導入と漁獲証明書の電子化

- **2026年1月10日**から、EU加盟国当局とEU輸入事業者について**CATCHシステムの使用が義務化**。

【CATCHシステムとは】EU向け水産物について、EUの漁獲証明書を発効するITシステム。EUの衛生・植物検疫証明書を発行するTRACESシステムの一部。

- 第三国当局や第三国の輸出事業者等についてはCATCHシステムの利用は義務ではないが、漁獲からの水産物流通全体のペーパーレス化や偽造防止を進める上では、第三国にも同システムの利用を推奨。

漁獲証明書の内容変更

- 漁獲証明書の内容等については、①**漁獲区域**、②**積替え等に関する記載が追加**。（ただし、新規則が適用される2026年１月10日以降も、CATCHシステムで申請がなされる場合、２年間は改正前の内容でも受け付け。）
- **以下の書類について添付義務化**。
  ①**採捕国において水産物を加工**する場合、**加工宣誓書**（processing statement）
  ②**経由国を経て輸入**される場合、当該経由国による**非加工文書**（non-manipulation document）

５．農林水産物・食品分野におけるEU規制の撤廃・緩和①

- 近年EUは、次々と環境関連の新規制を導入しており、**ブリュッセル事務局は、規制内容を速やかに分析するとともに、日本産食品のEU向け輸出に悪影響が生じないよう、ＥＵに対する働きかけを実施。**
- 2023年８月３日、2011年３月の福島第一原子力発電所事故以来導入されていた**ＥＵによる日本産食品に対する放射性物質規制が完全撤廃**。
- 2023年９月21日、混合食品規制のうち、**出汁入り味噌・醤油**について、**自己宣誓書の確認が免除**

ＥＵの放射性物質輸入規制

- 日本産食品への輸入規制は2011年3月末に始まったが、2年ごとに見直され、対象県や規制品目が段階的に減らされてきた。前回（2021年9月）の見直し後は、東北などの計10県について、野生のキノコ類、一部の水産品、山菜類などの規制品目をそれぞれ定め、輸入時の放射性物質検査証明書や産地証明書の提出を要求。
- 2023年８月３日に**規制を完全撤廃**

- **ＥＵに続いて、アイスランド、スイス、ノルウェー、リヒテンシュタインも規制を完全撤廃**

混合食品規制

- EUは、動物性加工済み原料と植物性原料の両方を含む食品を「混合食品」と定義し、独自の輸入規制
- 対象となる混合食品は、温度管理の必要性や動物性加工済み原料の種類によって3つに分類され、日本からEUへの輸出に当たり、公的証明書または自己宣誓書の添付が必要
- 2023年９月21日から**出汁入り味噌・醤油**については、**自己宣誓書の通関時の確認義務が免除**

		製造施設ＥＵ認定		添付書類
		最終製品	動物性原料	
①温度管理必要	冷凍食品	不要 HACCPに沿った衛生管理要	必要	公的証明書
②温度管理不要肉製品含	ラーメンスープ			
③温度管理不要②以外	和菓子 **出汁入り味噌・醤油**			自己宣誓書

出汁入り味噌・醤油については、通関時の確認義務が免除

５．農林水産物・食品分野におけるEU規制の撤廃・緩和②

- 2024年３月にEUが大筋合意した**包装・包装廃棄物規則**(PPWR※)に関し、EU当局への説得を続けた結果、日本酒等の瓶にかかるリユース対象除外を確保し、**事実上の日本酒禁輸を回避**。

※Packaging and Packaging Waste Regulation

包装・包装廃棄物規則（ＰＰＷＲ）

- 欧州委員会が2022年11月に提案した当初案では、飲料包装について、ビール、ワイン、日本酒、蒸留酒等幅広い飲料に対して再利用義務を課していた。

- しかし、2024年3月に暫定合意した案では、以下の飲料については**再利用義務の対象外**とされた。

① 腐敗しやすい飲料、牛乳・乳製品

② ワイン

③ 芳香ワイン

④ ワイン・芳香ワインに類似するブドウ以外の果物・野菜から作られた飲料

⑤ その他発酵飲料（ＣＮコード2206 00に属するもの）**【日本酒】**

⑥ 蒸留酒等（ＣＮコード2208に属するもの）**【焼酎、梅酒、ゆず酒等】**

✓ 読売新聞（2024年2月24日）
「人気の日本酒がＥＵで「禁輸」危機 …３０年以降に瓶の再利用義務化、政府が除外目指し外交攻勢」

✓ 日本経済新聞（2024年3月1日）
「日本酒や和牛、欧州から締め出し危機 EUの包装規制で」

✓ 日本経済新聞（2024年3月5日）
「EU の包装規制、日本酒を除外 食品フィルムは規制対象」

✓ 読売新聞（2024年3月6日）
「日本酒、EU域内への禁輸措置を土壇場で免れる…瓶の再利用義務化から除外」

✓ 日本経済新聞（2024年3月15）
「日本酒禁輸、瀬戸際で回避」

ブリュッセルでの日本食レセプションで日本酒を楽しむ参加者（2024年３月）

６．ブリュッセル事務局の活動状況

○ **2023年９月　ブリュッセル事務局設立**：ＥＵ代表部大使公邸でＥＵの日本産食品輸入規制撤廃を受けて福島県産品等をＰＲするレセプションを実施

○ 2023年９月～　事業者等とのＥＵ規制に関する意見交換等実施（随時）

○ 2023年12月　ＥＵ規制情報に関するメーリングリスト開始

【登録はこちらまで】euplatform.brussels★eu.mofa.go.jp
※「★」を「@」に置き換えて下さい。

https://www.eu.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_000125_00001.html

○ 2024年3月　ＥＵ代表部及びベルギー大使館主催で日本産食品をＰＲするレセプションを実施
https://www.eu.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00296.html

○ 2024年５月　ＥＵ進出日系食品メーカーとのＥＵ規制に関する意見交換会を開催

【畜産関連情報】

ALIC海外情報
https://lin.alic.go.jp/alic/week/eu.htm

輸出支援プラットフォーム　ホームページ
https://www.jetro.go.jp/agriportal/platform.html

メールマガジン配信登録はこちら（登録無料）
ジェトロ農林水産・食品 Newsletter（メールマガジン）｜農林水産物・食品 - 産業別に見る - ジェトロ (jetro.go.jp)